

国保税

5年ぶりに改正

低所得者に対する税額に主眼を置き
賦課割合のバランス調整を

当町の国保の税率は昭和62年度に改正を行ったまま5年間、据置をしてきたため現行税率で算出すると平成4年度の応能割合(所得割+資産割)は、85.40%、応益割合(均等割+平等割)は、14.60%であり応能割の率が年々高くなっています。これは国保世帯の

減少と被保険者の減少が大きな要因になっています。そこで低所得者に対する税額に主眼を置き、賦課の公平を図るため賦課割合の改正を今回行い6月議会に提案可決され、平成4年度の国保税賦課から適用されます。



応能割 (所得割+資産割)

区分	現行	改正後	増減
所得割額	$\frac{7}{100}$	$\frac{6}{100}$	$\Delta \frac{1}{100}$ (14.3%減)
資産割額	$\frac{48}{100}$	$\frac{35}{100}$	$\Delta \frac{13}{100}$ (27.1%減)

県下町村平均

均等割額 15,738円
平等割額 20,541円

応益割 (均等割+平等割)

区分	現行	改正後	増減
均等割額 (被保険者1人当たりの額)	9,000円	12,000円	3,000円
平等割額 (一世帯当たりの額)	14,000円	18,000円	4,000円

改正後でも県下の町村平均を下回っています。

6割軽減後 現行 改正後 増減
(6割軽減⇒1人世帯で所得・資産ない場合) 9,200円 12,000円 2,800円
(1ヵ月当たりの納付額は1,000円です。)

4月1日からの改定でこうなっています

関心もぢまませんか?

いまの「医療費」事情

わたしたちがお医者さんにかかったときの医療費が、今年の4月1日から改定されました。

医療費の引き上げられた割合は、5%ですが、薬代が2.5%引き下げられましたので、実質は2.5%の引き上げとなっています。

ご存知のように国保制度があることで、わたしたちが窓口で支払うお金(一部負担金といいます)は、実際に

がかかった医療費の3割ですむのですが、医療費の改定により窓口で支払うお金の額もアップしています。

なぜでお医者さんにかかったときと、盲腸炎の手術で7日間入院したときを例にとって、どれぐらいの「医療費」事情となったのかを厚生省の試算をもとに具体的にみてみましょう。

左の表はモデル試算です。参照してください。医療費と国保の一部負担金の改定前と改定後の新旧の比較をしてみました。

※地域の開業医や病院によって数字は多少前後することもあります。

なぜで2日間通院して治療を受けた場合

	改定前	改定後
初診料	1,750円……	2,050円
再診料	430円……	530円
処置料(のどの処置)	200円……	200円
検査料(尿の検査)	250円……	250円
投薬料	2,920円……	2,730円
合計	5,550円……	5,760円
窓口で支払う 国保の一部負担金	1,665円…… (5,550円×0.3)	1,728円 (5,760円×0.3)

